

【在学採用にお申込みの方へ】

学校法人東洋学園 財務部

高等教育の修学支援新制度利用者における学納金納入方法について

高等教育の修学支援新制度の利用を希望する方の学納金納入方法は以下の通りです。

■春・秋学期の半期ごとで学納金の支払いを行っている場合

春学期は4月、秋学期は9月に減免前の金額で学納金の案内を送付しています。減免対象者として申込手続き（スカラネット）確認後、学納金のご請求は一旦停止します。採用決定後、納入額と減免額を相殺し、過入金となっている場合は返金手続きのお知らせを送付します。振り込みが済んでいない場合または振込額が不足している場合は、減免額を反映した学納金の案内を再度送付します。

■月払い制度を利用している場合

毎月27日（再引落は翌月12日）に引き落としを行っておりますが、減免対象者として申込手続き（スカラネット）確認後、それ以降は月払いを停止します。なお、月払いの停止には時間を要する場合があります。採用決定後、納入額と減免額を相殺し、過入金となっている場合は返金手続きのお知らせを送付します。振り込みが済んでいない場合または振込額が不足している場合は、減免額を反映した学納金の案内を再度送付します。

減免後に振り込みが必要な場合の納入期限については、学納金の案内に記載の期日までといたしますが、期日までのお振込みが困難な場合は、財務部までご相談ください。

■授業料減免額

例：授業料900,000円納付の場合（以下の金額を相殺した額で学納金の請求を行います）

区 分		減免制度による減免額		
		入学金	授業料	
			春学期	秋学期
第Ⅰ区分	半期	260,000	350,000	350,000
	年間		700,000	
第Ⅱ区分	半期	173,400	233,400	233,300
	年間		466,700	
第Ⅲ区分	半期	86,700	116,700	116,700
	年間		233,400	
多子世帯	半期	260,000	350,000	350,000
	年間		700,000	

※入学金減免は2025年度新入生のみが対象となります。

※端数処理を行うため、上記金額から若干の変更が生じる場合があります。

※減免額の上限は700,000円です。

<学納金に関するお問合せ先>

学校法人東洋学園 財務部 TEL 03-3811-1765